

(6) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県都市公園条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和2年11月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例

鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第1条の2 この条例において「特定公園施設」とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。） <u>第2条第15号</u> に規定する特定公	(定義) 第1条の2 この条例において「特定公園施設」とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。） <u>第2条第13号</u> に規定する特定公

園施設をいう。

園施設をいう。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。